

群馬医療福祉大学と藤岡市との連携・協力に関する協定書

平成28年6月2日

群馬医療福祉大学(以下「甲」とする)と藤岡市(以下「乙」という。)は、相互の発展に資するため、次とおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙が相互の密接な連携と協力により、教育研究、生涯学習、文化、スポーツ、まちづくり等で相互に協力し、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

(連携事業)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について連携・協力する。

- (1)藤岡市が推進するプロジェクトに関すること。
- (2)教育研究、生涯学習、文化及びスポーツの振興発展に関すること。
- (3)両機関が有する知的資源、人的資源、物的資源の活用に関すること。
- (4)安全で住みよいまちづくりに関すること。
- (5)人材育成に関すること。
- (6)地域防災・災害発生時の相互協力に関すること。
- (7)その他前条の目的を達成するために必要と認める事項。

2 前項各分野において連携・協力を推進するにあたり、その方策等については、必要に応じて別途定める。

(秘密保持)

第3条 本協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。

ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(本協定書の期限等)

第4条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし期間終了の3ヶ月前までに、いずれからも改廃の申し入れがないときは、有効期間満了の翌日から1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた事項については、両者間でその都度協議する。

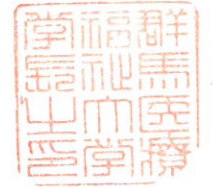
本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、署名捺印の上、両者が各1通を保有する。

住所 〒371-0823 群馬県前橋市川曲町191-1

学校法人 昌賢学園 群馬医療福祉大学・短期大学部

理事長・学長

鈴木利定



住所 〒375-8601 群馬県藤岡市中栗須327番地

藤岡市長

新井利明

